

令和6年松茂町議会第3回定例会会議録

第2日目（9月6日）

○出席議員

- | | | | |
|-------|---|---|-----|
| 1 番 | 金 | 森 | 恵美子 |
| 2 番 | 川 | 端 | 順 |
| 3 番 | 尾 | 野 | 浩 士 |
| 4 番 | 鎌 | 田 | 寛 司 |
| 5 番 | 米 | 田 | 利 彦 |
| 6 番 | 村 | 田 | 茂 |
| 7 番 | 立 | 井 | 武 雄 |
| 8 番 | 佐 | 藤 | 道 昭 |
| 1 1 番 | 板 | 東 | 絹 代 |
| 1 2 番 | 川 | 田 | 修 |

○欠席議員

な し

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
産業建設部長	吉 崎 英 雄
民生部長	山 下 真 穂
教育次長兼学校教育課長	谷 本 富美代
税務課長	藤 田 弘 美
会計管理者	佐 藤 友 美
総務課長	入 口 直 幸
危機管理課長	山 口 高 史
産業環境課長	河 野 歩 美
環境センター所長	飯 田 雅 章
建設課長	永 井 義 猛
上下水道課長	田 村 佳 裕
福祉課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子
住民課長	松 下 理 恵
社会教育課長	近 藤 拓 司

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局係長	小 松 美 佐

令和6年松茂町議会第3回定例会会議録

令和6年9月6日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

尾 野 浩 士 議員

（1）各小・中学校の熱中症対策について

金 森 恵美子 議員

（1）障害者日常生活用具の支援について

板 東 絹 代 議員

（1）水道水の安全性について

（2）大阪・関西万博について

村 田 茂 議員

（1）介護をされている家族の方への支援について

日程第2 議案第33号 公有水面の埋立てについて

日程第3 議案第34号 松茂町ほか二町競艇事業組合理約の変更について

日程第4 議案第35号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第36号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第37号 徳島県後期高齢者医療広域連合理約の変更について

日程第7 議案第38号 町道路線の認定について

日程第8 議案第39号 町道路線の変更について

日程第9 議案第40号 町道路線の廃止について

日程第10 議案第41号 令和5年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

日程第11 議案第42号 令和5年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

日程第12 議案第43号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第2号）

- 日程第13 議案第44号 令和6年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第45号 令和6年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第46号 令和6年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第47号 令和6年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第48号 令和6年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号 令和5年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 認定第2号 令和5年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 認定第3号 令和5年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 認定第4号 令和5年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 認定第5号 令和5年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 認定第6号 令和5年度松茂町水道特別会計決算認定
- 日程第24 認定第7号 令和5年度松茂町下水道特別会計決算認定

令和6年松茂町議会第3回定例会会議録

第2日目（9月6日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから令和6年松茂町議会第3回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田　修君】　皆様、おはようございます。本日は、定例会第2日目に議員の皆様全員のご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、町政全般にわたります課題についての一般質問の日でございます。質問は簡潔明瞭に、答弁は詳しく丁寧をお願いいたします。

以上、申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田　修君】　ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

○議長【川田　修君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【川田　修君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました3番尾野議員をお願いいたします。

尾野議員。

○3番【尾野浩士君】　おはようございます。議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、各小・中学校の熱中症対策についてです。

近年、気温が30度を超える日が大幅に増加しており、日常生活環境における熱中症が問題となっております。

文部科学省は、例年、都道府県教育委員会などを通じて、全国の小学校・中学校・高等学校に対し、熱中症事故防止について通知などを発出し、児童生徒の健康管理に向けた注

意喚起を行うなど、学校における熱中症対策を推進しております。

そこで、1問目です。現在、小・中学校ではどのような熱中症対策を行っていますか。

続いて、2問目です。町内の各学校の教室は、防衛省の補助を受け、冷暖房設備が設置されていますが、体育館には設置されていません。体育館は、体育の授業や部活動でも多くの児童生徒が利用し、暑さのため、運動中に体調を崩す児童生徒もいます。そこで、熱中症から児童生徒の命を守るため、各小・中学校の体育館に冷暖房設備を設置してはどうでしょうか。町のご意見をお伺いします。

○議長【川田 修君】 谷本教育次長。

○教育次長兼学校教育課長【谷本富美代君】 尾野議員ご質問の各小・中学校の熱中症対策について答弁申し上げます。

文部科学省は、気候変動適応法の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況に動きがあったことを踏まえ、児童生徒等の健康被害を防ぐため、危機管理マニュアル等により、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、活動の場所や種類に関わらず、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動の実施を判断することや、熱中症事故の防止に関してポイントを整理・確認することに役立つチェックリストを活用し、適切に対応を行うよう周知しております。

そこで、1問目の、現在、小・中学校ではどのような熱中症対策を行っていますかにつきましては、1点目に、環境の整備といたしまして、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えることとしております。熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、速やかに体を冷却できるよう、スポーツドリンクや保冷剤を保健室や職員室で保管して備えるとともに、救急要請を行うことのできる体制にしております。

2点目に、各種活動実施に関する判断として、熱中症事故防止のために、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準を職員間で共通認識としておくことが有効であります。

熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数（WBGT）を使用していて、各小・中学校に熱中症指数計を配付しております。

暑さ指数については、環境省の熱中症予防情報サイトで、地域ごとの実況値・予測値を確認できるほか、環境省・気象庁による熱中症警戒アラートも確認することができますので、各種活動の実施に関する判断材料としております。例えば暑さ指数が31度以上のと

きは、体育、部活動は中止をしております。

3点目に、子どもに対する声かけとして、熱中症事故防止に関して、子どもが自ら体調を意識し、必要なときには人に伝えられるようになるよう、発達段階等に応じて適切に促すこととしております。

中学校では、職員室前に熱中症警戒アラートを表示し、夏休み中の部活動は健康チェック表を使用した体調管理を行い、開始時間を早朝にする等していました。

熱中症の事故は、命に関わる危険がありますので、今後も適切な環境の整備を行うことに努めてまいります。

2点目の各小・中学校の体育館に冷暖房設備を設置してはどうかにつきましては、夏の暑さが年々増す中、体育館内の熱中症対策の必要性が高まっていることは承知しております。

空調設備を導入すれば、体育の授業や部活動、学校行事や地域のスポーツ活動等に利用の幅が広がり、熱中症対策として十分な効果が期待できます。

また、地域の学校の体育館を災害時の避難所に指定していることから、多くの人が集まっても安心して過ごせる環境設備の整備を考えているところでございます。

体育館は、床面積も広く、天井の高さも高いため、容積が大きくなります。気温や湿度が上がると、なかなか下がらないし、冬は底冷えの状態となります。

そこで、冷房はもちろん、暖房にも効果がある空調の種類や台数、導入事例を参考に比較検討し、補助金の活用も視野に入れ、できるだけ早期に導入できるよう協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 尾野議員。

○3番【尾野浩士君】 ご答弁ありがとうございました。

1問目の各小・中学校の熱中症対策については、危機管理マニュアルにより、教職員や部活動の指導者間で共通認識を図り、暑さ指数に基づいて活動の実施を判断し、適切にしてくれているということで、今後も事故がないようご指導をお願いいたします。

2点目の各小・中学校の体育館に冷暖房設備の設置についてですが、前向きに検討してくれているということで安心をいたしました。児童生徒のためにも、できるだけ速やかな環境設備の整備をお願いし、私の一般質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長【川田 修君】 続きまして、通告のありました1番金森議員にお願いいたします。

金森議員。

○1番【金森恵美子君】 おはようございます。議長の許可が出ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

初めに、早朝より傍聴にお越しいたきまして、ありがとうございます。

連日続いた猛暑も一息つき、はや今年も残すところ4カ月を切るところとなりました。また、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症、熱中症、そしてインフルエンザと、気を引き締めての生活を送る中、季節の変わり目ということもあり、夏の暑さ以上に体調管理に注意しなくてはいけないところであります。

去る8月8日、日向灘を震源地とするマグニチュード7.1と、最大震度6弱の地震が発生しました。それにより、気象庁は南海トラフ地震臨時情報を発表し、県は災害対策本部を設置しました。また本町においても、同日、災害対策警戒本部を設け、7日間にわたり24時間体制で設置を行い、防災行政無線やまつナビなどで、町民の皆様に地震の発生に警戒する広報を行うなど、地域力の強き取組に感謝いたすところであります。

まだまだ油断のできない毎日、普通の生活を送りながら、改めて防災への備えを再確認し、松茂町においても少子化、高齢化、人口減少に加え、町民の生命と財産を確保すべき高い安全性が求められ、様々な点でのリスク回避を併せて検討していかなければいけないと考えさせられるところであります。

そうした中で、主に障がい特性を抱えておられる方々の日々の生活において、不安と恐怖心にもアンテナを張り、細やかな配慮の必要性も考えまして、質問の本題に入らせていただきます。

質問事項、障害者日常生活用具の支援について質問させていただきます。

障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

障害者権利条約第26条（ハビリテーション及びリハビリテーション）は、障がいのある人が最大限に自立し、身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を認められて、完全な社会参加ができるように、ピアサポートを含む適切で効果的なあらゆる措置を取る規定であります。

ハビリテーションは、先天的に機能を奪われている障がいのある人に対する機能の訓練などをいい、リハビリテーションは、何らかの理由で機能を奪われた人にその機能を回復させるための治療をいいます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）において、日常生活用具給付事業は、市町村の行う地域生活支援事業のうち、必須事業の1つとして規定され、障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付、また貸与する等により福祉の増進に資することを目的とした事業であります。

対象者は、日常生活用具を必要とする障がい者・障がい児で、主に実施主体は市町村とされており、給付等の決定後に市町村より給付を受けることができます。障がい者、障がい児、難病患者等の状態に応じて区分が定められており、種目対象別に基準額と耐用年数等、基準を定め、補助金の負担割合により給付されるというものです。

この中で重視したのが視覚障がい者であります。

視覚障がい者にとって、命を預ける白い杖（白杖）は社会的に周知されるものであり、視覚障がい者は、ふだん周りから聞こえてくる自動車の走行音や白杖が道に当たる音等を頼りに歩いています。特に、雨の中は傘に当たる雨音でふだん歩く際に頼りにしている音がかき消され、周囲の頼りにしていた音が聞こえづらいなど、視覚障がい者の危険回避の視点から、命を救う傘、そして、静かな傘として開発されたのが「サイレントアンブレラ」であります。

サイレントとは、音がない・静かであることを意味し、アンブレラとは、雨傘という意味を持ちます。普通の傘と違い、メッシュ生地と通常の生地の2層構造となっており、外側のメッシュ生地が雨を弾き、内側の生地との間に空間をつくることで、雨音が30%カット、また、雨音50dbが30dbに低減される構造になっているのが特徴となっております。障がい者が購入するのが難しいのが現状で、手作業による生産で1本1万9,800円と高額となっております。

ここでお伺いをいたします。このサイレントアンブレラの必要性を鑑み、日常生活用品の対象品としてご検討を願い、並びに、松茂町独自の障がい者支援体制の対策についてお考えをお聞かせください。

○議長【川田 修君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 金森議員ご質問の障害者日常生活用具の支援について答弁申し上げます。

障がい者への日常生活用具給付等事業の対象用具は、その要件を国が規定しており、用途及び形状によって、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修の6つに大きく区分されています。さらに、その区分ごとに具体的な種目が参考例として示されており、これをもとに、各自治体が地域生活支援事業として、地域の実情に応じ、給付対象種目を規定しています。

松茂町の日常生活用具給付等事業の対象種目としましては、現在、障がい者42種目、障がい児40種目、難病患者等18種目を規定しております。そのうち、視覚障がい者を対象としたものは14種目で、主なものとしましては、視覚障がい者用の拡大読書器や活字文書読み上げ装置などがあり、原則として実質1割負担で購入できます。

当該事業につきましては、身体障害者手帳等の新規交付や更新時の機会を利用し、口頭での説明とともに、障害者福祉のしおりや松茂町の対象種目一覧をお渡しし、ご案内いたしております。

さて、サイレントアンブレラを町の対象種目に加えてはどうか、というご提案でございます。

議員ご説明のとおり、サイレントアンブレラは、傘に当たる雨音が低減される構造であるため、視覚障がい者の自立生活支援という観点からは有効な用具であると拝察いたします。

現在、松茂町では、視覚障がい者の外出につきましては、ガイドヘルパーが同行し、安全に移動の援護を行う「同行援護」や「移動支援」など、既存サービスにおいて対応しており、日常生活用具給付等事業につきましては、引き続き国の動向を注視してまいります。

また、松茂町では、独自の障がい者支援といたしまして、かねてから「福祉手当」の支給を実施しております。これは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、寝たきりの高齢者等に対し年額5,000円を毎年支給する支援施策で、この福祉手当をご自身の生活がより便利になるような用具の購入等にご活用いただければ幸いです。

今後も障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、引き続き各種施策に取り組んでまいります。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 金森議員。

○1番【金森恵美子君】 ご答弁いただき、ありがとうございました。

松茂町では、平成19年3月に松茂町障がい福祉計画を策定して以来、計画的な障がい福祉サービスの充実と提供体制の確保に努めてきました。第7期松茂町障がい福祉計画及び第3期松茂町障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としております。国の障害者基本計画や県の徳島県障がい者施策基本計画、さらに松茂町総合計画など、関連する計画との整合性も図っており、その中でも、障害者総合支援法にあります地域生活支援事業の日常生活用具支給制度においては、しっかりとした事業体制に期待でき、安堵するところであります。

利用者の個別的支援が多岐にわたり必要とされ、障がい特性の多様化と、幅広い視点で、家族と行政機関との連携が重要視されるものと考えます。引き続き、総合的な支援体制の充実を切望いたします。

また、最後に、ここで松茂町基本理念であります、すべての人がいきいきと安心して暮らせる自立と共生のまちづくりを実現するための継続的な支援を望みまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長【川田 修君】 続きまして、11番板東議員にお願いいたします。

板東議員。

○11番【板東絹代君】 改めまして、皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問、2問させていただきます。

まず、1問目です。水道水の安全性についてでございます。

今年度、2回にわたり、水道の有機フッ素化合物の調査について徳島新聞の報道がありましたので、質問いたします。

発がん性が指摘される有機フッ素化合物、通称PFASといいます。PFASが各地の浄水場や河川で検出されている事態を受け、広範囲に広がるのが問題であるとして、政府は水道水の全国調査を進めているようです。

有機フッ素化合物（PFAS）は化学構造上、炭素とフッ素が非常に強い力で結びついています。そのため、自然界では分解されず、海や土壤に堆積することで、循環系に長期間残存し続けます。人体や環境に対しての有害性が指摘されており、世界的な環境問題として注目を集めています。

有機フッ素化合物（PFAS）は、永遠の化学物質とも呼ばれ、自衛隊基地、化学工場周辺で検出される事例が多く、地下水や河川に流れ込み、浄水場を通過して水道水として私たちの飲み水にも含まれる可能性があるということです。私たちの体の中に入るものです。

しっかりとした実態把握、実態調査を行ってほしいと思います。

以下、お伺いします。

1 点目、水道水の安全性確保の対策について。

2 点目、水道水中の有機フッ素化合物の暫定目標値の設定について。

3 点目、水質基準及び検査方法等、水質検査計画、検査結果の公表について。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 吉崎産業建設部長。

○産業建設部長【吉崎英雄君】 板東議員ご質問の、水道水の安全性について答弁申し上げます。

炭素とフッ素の結合を持つ化合物である P F A S とは、人工的に作られた有機フッ素化合物の総称で、4,700 種類以上が存在するとされています。その代表的なものとして、規制の対象となっている P F O S と P F O A があります。これら 2 種類の物質につきまして、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、P F O S については平成 22 年、P F O A については令和 3 年に、第一種特定化学物質の指定を受け、製造や輸入、製品への使用が禁止されているところであります。

ご質問の 1 点目、水道水の安全確保の対策につきましては、水道水は水道法に基づき定められている水質基準に適合するものでなければならず、水道事業者による検査が義務づけられています。

松茂町においても、安全・安心な水道水を供給できるよう、毎月、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により、国に登録された検査機関で水質検査を実施し、また、毎日検査の項目である色度、濁度及び残留塩素につきましては、上下水道課職員が適切に行っております。

続きまして、ご質問の 2 点目、水道水中の有機フッ素化合物の暫定目標値の設定につきましては、国の基準により、両物質の合算で水道水 1 リットル当たり 50 ナノグラム。体重 50 キロの人が生涯にわたり毎日 2 リットル飲んでも悪影響はない数値とされているところですが、現在、国において暫定目標値の見直しが検討されているところでございます。

水道水中の有機フッ素化合物に係る検査につきましては、年 1 回水質検査を行っており、検査を始めた令和 2 年以降、検査結果の最小表示である 1 リットル当たり 2 ナノグラム未満となっており、国が示している暫定目標数値の 25 分の 1 以下の数値となっています。

最後に、ご質問の 3 点目、水質基準及び検査方法等、水質検査計画、検査結果の公表に

ついてでございますが、水道法施行規則に基づき、水質検査計画を町ホームページで年に1回公表しており、水質検査結果についても月に1度公表しています。現在は、水質基準に関する省令による項目のみとなっておりますが、今後は、有機フッ素化合物等についても公表の範囲を拡大してまいります。

今後ともご利用の皆様へ安全・安心な水を提供できるよう、適正な管理運営を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 板東議員。

○11番【板東絹代君】 ありがとうございます。

それでは、再問を2問します。

1問目、多くの人に不安を与えているPFAS問題です。生活に欠かせない水道水を安心して使えるように、町民の方が知りたいのは、全く心配がない、安心な水ですということです。そこで、原水から各家庭に運ばれる水の流れを説明していただけますか。

2点目、漏水調査、老朽管の調査はどのようにしていますか。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 吉崎産業建設部長。

○産業建設部長【吉崎英雄君】 板東議員の再問に答弁申し上げます。

ご質問の1点目、原水から各家庭に水道水が供給されるまでの流れについて説明します。

松茂町の水は、旧吉野川の水から作られています。

まず初めに、取水塔から表流水をポンプでくみ上げ、浄水場へ送水いたします。くみ上げられた水は原水と呼ばれ、主に4つの工程により浄水処理が行われます。水の濁りを塊にして沈めやすくする凝集、水の濁りを沈める沈殿、水をきれいにするろ過、安全な飲み水にする塩素注入です。また、原水に臭気のあった場合などは、活性炭を注入し、水質の安定を図っています。

このような工程を経て出来上がった水道水は、送水ポンプにより各ご家庭に供給されることになります。

続きまして、ご質問の2点目、老朽管調査及び漏水調査につきましては、老朽管調査は行っておりませんが、経過年数の多い管を主として、耐震化事業に合わせて安定的な配水ができるよう、計画的に更新を行っております。

漏水調査につきましては、令和3年度までは2年に1度行っておりましたが、ほぼ漏水

箇所もないため、費用対効果を考慮し、現在は行っておりません。そのため、検針時においてメーターボックス周辺の点検、また、工事の立会時に周辺状況など、日常的に漏水の確認を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 板東議員。

○11番【板東絹代君】 詳細なご答弁、ありがとうございます。

漏水調査は、検針時に異常が見つけれられるので、すぐ対応ができていると、また、老朽管は経過年数の高いものから取替えをするということで、管理は十分できているとの理解をさせていただきました。

水道水は、川の水を利用するため、川の水質状態や季節によっても塩素濃度が変わりますが、松茂町は徹底した水質管理ができていると、安心・安全な水であると、町民の方には分かっていただけだと思います。

最後になりますが、年に1回の水質検査の公表は、ホームページ上だけでなく、町民の方が知りたいこと、知らせたいことを簡潔に、広報まつしげの紙面にも記載してくださいますようお願いしまして、終わります。ありがとうございました。

続きまして、2問目の質問です。大阪・関西万博についてでございます。

徳島県の万博推進課による研修にて、徳島県が関西広域連合メンバーとして万博を盛り上げ、成功させたいとの様々な取組をお聞きするうち、1970年の大阪万博のことが懐かしくよみがえってきたのです。55年前の大阪万博には2度行きまして、感動したのを覚えています。当時の大阪万博がきっかけで生まれたもの、広がったものの代表として、太陽の塔、人間洗濯機、動く歩道、ケンタッキー、電気自動車、ワイヤレステレホン、携帯などがあります。

2025年大阪・関西万博は、人類共通の課題解決、SDGsの達成に向けて、国家的プロジェクトとして開催されます。人間の命だけでなく、動物や自然環境、地球そのものの命が宿るあらゆる事象について、持続可能な未来の在り方を示す壮大なテーマです。最新技術や未来社会、そして、日本や様々な国の文化を体感できる国際的なイベントです。

それでは、本題に入ります。

2025年日本国際博覧会、略称大阪・関西万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、大阪夢洲にて4月13日から10月13日の184日間開催されます。以下、お伺いします。

1 点目、大阪・関西万博に向けた取組に、松茂町はどのようなお考えですか。

2 点目、県の大阪・関西万博に向けた取組として、徳島の未来を担う子どもたちに新たな関心や学び、世界とのつながりを創出する機会を提供するため、大阪・関西万博への教育旅行支援として入場料支援を実施することや、大阪・関西万博に向けた事前学習として出前授業を実施する等の取組がありますが、松茂町の各小学校・中学校はどのようなお考えでしょうか。

3 点目、徳島県で唯一の空港を擁する松茂町は、空の玄関口「徳島阿波おどり空港」と、陸の玄関口「徳島とくとくターミナル」等、広域的な立地、交通条件に恵まれています。そして、どこまでも青く広がる空と海、豊かな自然に癒やされる町です。多くのインバウンドの集客ができるように、どのように取り組むお考えでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 板東議員ご質問の、松茂町の大阪・関西万博に向けた取組に対する考えについてご答弁申し上げます。

議員もご案内のように、2025年日本国際博覧会、略称して大阪・関西万博は、来年4月13日から10月13日まで大阪市の夢洲で開催されます。万博とは世界中からたくさんの人や物が集まるイベントで、地球規模の様々な課題に取り組むために、世界各地から英知が集まる場です。

1970年にアジアで最初に開催された大阪万博（EXPO'70）は6,400万人を超える来場者があり、日本の高度経済成長を象徴する一大イベントとなりました。それから実に55年ぶり、来年、2025年に開催される大阪・関西万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献と、日本の国家戦略Society 5.0の実現を目指して、世界各国の海外パビリオン、国内の主たる企業や団体の国内パビリオンはもちろん、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が主催する8つのテーマパビリオンが開設されます。

この8つのテーマパビリオンは、2025年大阪・関西万博を象徴する世界最大級の木造建築物「大屋根リング」の中央に建設され、そのうちの1つは、STEAM教育の第一人者で、本町のSTEAM教育にご協力いただいている中島さち子氏がプロデュースする「いのちの遊び場クラゲ館」でございます。

その中島氏から、本町は、これまで本町でのSTEAM教育やSDGsの取組を高く評

価いただいております、松茂町が万博に参加するご提案をいただいております。具体的には、西アフリカのガーナ共和国との交流を通して、STEAM教育やSDGsの松茂町のこれまでの取組を一段と高める事業を予定しております。

万博は、最先端技術など世界の英知が集結し、国際的交流により新たなアイデア、イノベーションが創り出され、豊かな日本文化が発信されるチャンスです。また、大阪・関西万博の来場者数は延べ2,820万人と想定されており、うち国内来場者数は2,470万人、海外来場者数は350万人が想定されております。

本町から万博会場までは、大阪湾を挟んで134kmと、とても身近な場所で開催される歴史的イベントです。また、本町とSTEAM教育で協力関係にある中島さち子氏がプロデューサーであるご縁もございます。本町としては、松茂町の名前を全国はもちろん、できれば世界に広めたい、そういう意欲を持って、来年の大阪・関西万博に取り組んでまいり所存です。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 谷本教育次長。

○教育次長兼学校教育課長【谷本富美代君】 それでは、板東議員ご質問の大阪・関西万博についての2点目について、答弁申し上げます。

万博は、社会課題の解決に向けた最先端の知見や世界の英知を示す機会であり、次代を担う子どもたちにとって、優れた学びの場であると考えられます。日本国際博覧会協会の教材、ジュニアEXPO2025教育プログラムを活用し、総合的な学習の時間において、万博の意義やSDGsについて学び、興味、関心を高めたいと思っております。

加えて、先ほど松下総務部長の答弁にもありましたが、松茂町及び町内小・中学校は、現在、万博プロデューサーの1人である中島さち子さんにSTEAM教育やSDGsについてご指導をいただいております。実践例として、長原小学校は、海岸清掃で集めた漂着物を使って楽器を作り、ピアニストでもある中島さち子さんと音楽によるSTEAM教育を実践しました。このようなご縁もあり、長原小学校は、万博パビリオン「いのちの遊び場クラゲ館」の協奏プロジェクト「モザイクタイル」に取り組んでおります。

また、今後は、ガーナ共和国との万博国際交流プログラムにも取り組みますことから、町内小・中学校のSTEAM教育やSDGsを活かした事業への参加についても検討してまいります。

大阪で約半世紀ぶりに開催される万国博覧会です。子どもたちにとって、万博会場で世

界と日本の様々な展示に触れることは、大変有意義な体験になることと思います。本町としては、松茂町の子どもたちの万博見学について、今後の状況を見ながら、その参加方法や規模、費用助成の在り方など、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 吉崎産業建設部長。

○産業建設部長【吉崎英雄君】 板東議員ご質問の３点目について、答弁申し上げます。

松茂町は、徳島の空と陸の玄関口を擁しており、また、先月の報道にもありましたように、現在、徳島空港と韓国のソウルを結ぶ定期便の就航が計画されており、今後、さらにインバウンドの誘客が見込まれることとなります。

また、来年の大阪・関西万博に向け、徳島県内の観光機運も高まっており、インバウンドを含めた県外からの誘客に様々な対策が講じられております。

徳島県東部圏域の１５市町村と民間企業で構成する「イーストとくしま観光推進機構」では、大阪・関西万博来訪者の徳島誘致の仕組みを構築、強化するため、徳島東部圏域への誘客のためのエリアマーケティングやホームページ、SNSによる観光コンテンツの発信、旅行会社の商品への掲載の推進、徳島の提供価値の可視化と持続的な受入れ体制の整備、大阪発の周遊ルートの発信に取り組んでおります。

具体的には、関西圏の観光協会やDMO、旅行会社と協力して、広域循環ツアーや周遊ルートを企画し、体験型観光コンテンツの提供や、食と癒やしのツアー、伝統文化に触れる企画などを行うこととしており、松茂町もこの周遊ルートに組み込まれる予定でございます。

松茂町としては、この「イーストとくしま観光推進機構」に働きかけ、これらの取組を活用しながら、行ってみたい場所、もう一度訪れたい町と思っていただけるよう、松茂町の魅力を発信していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 板東議員。

○１１番【板東絹代君】 各担当課より詳細なご答弁、ありがとうございます。

それでは、前向きな取組を松茂町ではしていただいているということで、これからも継続して、よろしくお願いいたします。

２点目の学校の教育旅行の支援ですけれども、ぜひ前向きにお考えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3点目の再問をいたします。

最近では、外国人を見かけることも当たり前になるくらいです。多くの外国人観光客や外国人ビジネスマンが日本を訪れています。阿波踊りでは、多くの外国人が来られています。インバウンド対策は、外国人が訪れやすい環境を整えることです。日本語が分からない人が安心して観光することができ、その結果、観光客が増加します。

松茂町では、歴史民俗資料館の伝統文化等説明文を英語、中国語、韓国語といった外国語対応することについてどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長【川田 修君】 吉崎産業建設部長。

○産業建設部長【吉崎英雄君】 板東議員の再問に答弁申し上げます。

インバウンド誘客に向けた外国語のパンフレットなどは、「イーストとくしま観光推進機構」の英語版旅行ガイドを使用するほか、台湾、香港からの誘客を見込んだ旅行ガイドも今月発行される見込みでございます。

松茂町においては、歴史民俗資料館が英語版パンフレットと、人形浄瑠璃についての英語版説明書を作成しております。

インバウンド誘客の拡大を目指すためにも、今後も「イーストとくしま観光推進機構」と協議を行い、進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 板東議員。

○11番【板東絹代君】 松茂町の歴史民俗資料館のパンフレットは外国語対応をされているということでしたので、提案します。教育委員会、チャレンジ課、産業環境課が連携して、松茂町の藍染めのこと、マツシゲートのことなど外国語対応のパンフレットを作成してはどうでしょうか。連携すれば、きっといいものができると思います。期待しますので、よろしくお願いいたします。

松茂町のより一層の取組に期待いたします。また、万博会場にも足を運びたいと思っております。大阪・関西万博で終わりではなく、体験型観光、伝統文化に触れる食と癒やしのツアー等、全国へ、世界へ、小さな松茂町が注目されるように情報発信し、観光振興の施策として進めていただけますようお願いをしておきます。皆さん、万博会場に足を運びましょう。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長【川田 修君】 続きまして、通告のありました6番村田議員にお願いいたしま

す。

村田議員。

○6番【村田 茂君】 ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

通告しております質問事項につきましては、介護をされている家族への支援ということで、今回ご質問させていただきます。質問の要旨について説明をさせていただきます。

在宅要介護者を介護する家族の経済的な負担を軽減する支援制度についてお伺いをいたします。在宅の場合、老老介護やヤングケアラーという課題もありますが、まずは介護を行っている家庭に対する支援策としてお伺いをいたします。

在宅で家族の方を介護している場合に、紙おむつなどの現物支給や支援金などを支給する制度を行っている自治体もあります。介護の段階ごとに各種支援を行っているものであります。社会全体で介護する家族を支援し、その家族が自分らしく健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現が望まれております。

そこで、本町の家庭内での介護の状況について、どのようになっているかお伺いをいたします。また、介護を行う家庭への支援をどのように考えているか、併せてお伺いをいたします。

なお、答弁の内容によっては再問をさせていただきます。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長【川田 修君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 村田議員ご質問の、介護をされている家族の方への支援について答弁申し上げます。

在宅で介護が必要な高齢者を支えるご家族は、毎日の着替えや食事などの直接的な介護をはじめ、病院などへの付添い、各所への手続など、様々な役割を担っており、ご多用であると拝察いたします。

本町では、現に在宅介護をしているご家族に対し、介護用品の支給、また、認知症高齢者の見守り事業として携帯電話等による位置検索システム加入料金等の助成や、見守りシールの交付を行っております。

介護用品支給では、国の事業に町独自の上乗せをし、所得に関係なく、寝たきりもしくは認知症の状態にあるおおむね65歳以上で要介護4または5の在宅の高齢者を介護するご家族を対象に、月額8,000円を上限に、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、

清拭剤、ドライシャンプー等の介護用品を支給いたしております。

また、徘徊により認知症高齢者の行方が分からなくなったときには、時間が経過するほど遠くへ行ってしまう、事故に巻き込まれる可能性が高まることから、介護するご家族の負担を軽減するための認知症高齢者見守り事業を実施しております。

この事業では、おおむね65歳以上で、認知症等により外出した後に行方不明となる恐れのある在宅の高齢者を介護するご家族を対象としています。位置検索機能のついた端末機を携帯している高齢者が、徘徊などで行方不明となった場合に、ご家族等から要請を受けたシステム事業者が高齢者の居場所を検索し、判明した位置情報をご家族に連絡するシステムを利用する場合の加入料等の助成を行っています。

同様の対象者には、携帯電話等で読み取ることができる二次元バーコードを印刷したラベルシールを交付する事業も実施しております。この事業では、あらかじめ登録された高齢者の衣服や帽子、かばんなどの持ち物に貼り付けるためのラベルシールを交付します。シールを身につけたお困りの様子的高齢者を見つけた方に、シールの二次元バーコードを携帯電話等で読み取り、操作していただくことで、ご家族へ連絡、発見場所などを伝えるというものです。高齢者、ご家族、発見者の個人情報を開示することなくやり取りを行いながら、身元確認や高齢者の引渡しを円滑に行うことができます。

このほか、認知症の方やそのご家族、地域の方などが気軽に集い、お互いに理解し合う場となるよう、年に2回程度、認知症カフェを開催しております。

高齢者と介護するご家族の身体的、精神的、経済的な負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して生活していただけますよう、個別相談や広報などを通じてサービスの周知に努めるとともに、引き続き各事業を実施してまいります。

以上で、村田議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 村田議員。

○6番【村田 茂君】 ただいまは山下民生部長から丁寧なご答弁をいただきました。

再問はしませんが、岡山県の備前市でケアラー支援の推進に関する条例というのが制定されております。それで、この中の目的の部分をちょっと朗読させていただいて、質問を終わりたいと思います。

社会全体でケアラーを支援するための基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーを支援するための施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、もって全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活

を営むことができる社会の実現に寄与することを目的となっております。この目的は非常に素晴らしいということで、私も感動いたしましたので、ご紹介をさせていただきました。

それで、再問もしませんので、以上で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長【川田 修君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

議事都合により、１１時１０分まで小休をいたします。

午前１１時０２分小休

午前１１時０８分再開

○議長【川田 修君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、日程第２、議案第３３号「公有水面の埋立てについて」を議題といたします。

担当職員の詳細説明を求めます。

入口総務課長。

○総務課長【入口直幸君】 それでは、私から議案第３３号について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の１０ページをお開き願います。

議案第３３号、公有水面の埋立てについて。次の公有水面を埋立てることについて、徳島県知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を述べることにについて、公有水面埋立法第３条第４項の規定により議会の議決を求めるというものでございます。

これは、去る９月４日の全員協議会においてご説明いたしましたものでございます。

今回、施工いたします滑走路端安全区域とは、いわゆるＲＥＳＡと言われておりますが、航空機が離着陸する際に、滑走路終端を超えて逸脱するオーバーラン、また、航空機が着陸する際に、滑走路進入端よりも手前に接地するアンダーシュートを起こした場合に航空機の損傷を軽減させ、人命の安全を図るため着陸帯の両端に設けられるものでございます。

本町の徳島飛行場を含む多くの国内空港は、旧基準により整備されてきましたが、国際民間航空機関安全監視監査プログラムの勧告を受けまして、全ての空港に新基準を遡及適用することとなっております。

それでは、議案書の表をご覧ください。

埋立区域の位置は、松茂町豊久字朝日野の地先公有水面で、面積は9,597.92㎡、埋立地の用途は飛行場施設用地でございます。工事を実施いたします国土交通省によりますと、工事の期間は、台風期の7月から9月を除く10年間で、うち9年間は海上工事を想定しており、夜間施工を予定しております。また、安全管理として、工事期間中は安全監視船を配備するとの報告を受けております。

以上、議案第33号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上で詳細説明は終わりました。

これから、議案第33号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから、議案第33号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから採決いたします。

議案第33号「公有水面の埋立てについて」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、議案第33号「公有水面の埋立てについて」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第3、議案第34号「松茂町ほか二町競艇事業組合規約の変更について」を議題といたします。

担当職員の詳細説明を求めます。

入口総務課長。

○総務課長【入口直幸君】 それでは、私から議案第34号についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、再び議案書の11ページをお開き願います。

議案第34号、松茂町ほか二町競艇事業組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、松茂町ほか二町競艇事業組合規約の一部を改正する規約を次のとおり定めることにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるというものでございます。

この議案につきましても、去る9月4日の全員協議会においてご説明いたしましたものでございます。

これは、モーターボート競走業界全体の中で、呼称を競艇からボートレースに統一することが進められており、松茂町ほか二町競艇事業組合といたしましても、スポーツとしてのイメージが湧き、多くの方に親しんでいただけるようイメージアップを図るため、組織の名称を松茂町ほか二町ボートレース事業組合に改める等、所要の改正を行うものでございます。

議案の一部改正規約をご覧ください。

題名及び第1条中の松茂町ほか二町競艇事業組合を松茂町ほか二町ボートレース事業組合に改めます。

そのほか、併せまして、第7条第1項、第4項及び第7項中の収入役を会計管理者に改めます。

最後に、この規約の施行期日は、附則第1項において、令和7年4月1日から施行し、第2項に、現在の組合議員、職員、監査委員はそのまま引き継がれる旨を規定いたしております。

以上、議案第34号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上で詳細説明は終わりました。

これから議案第34号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】　これから議案第３４号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】　これから採決をいたします。

議案第３４号「松茂町ほか二町競艇事業組合規約の変更について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】　異議なしと認めます。

よって、議案第３４号「松茂町ほか二町競艇事業組合規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】　続きまして、日程第４、議案第３５号「松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第２４、認定第７号「令和５年度松茂町下水道特別会計決算認定」までの議案１４件及び認定７件を一括して議題といたします。

以上、議案１４件及び認定７件につきましては、各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【川田 修君】　質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案１４件及び認定７件については、会議規則第３９条第１項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】　異議なしと認めます。

よって、議案１４件及び認定７件については、それぞれ所管の委員会に付託することに

決定しました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前 11 時 18 分小休

午前 11 時 19 分再開

○議長【川田 修君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

議案第 43 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 2 号）（所管分）

以上が総務常任委員会に付託する議案 1 件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

議案第 38 号 町道路線の認定について

議案第 39 号 町道路線の変更について

議案第 40 号 町道路線の廃止について

議案第 41 号 令和 5 年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 42 号 令和 5 年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 43 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 2 号）（所管分）

議案第 46 号 令和 6 年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 47 号 令和 6 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 48 号 令和 6 年度松茂町下水道特別会計補正予算（第 1 号）

以上が産業建設常任委員会に付託する議案 9 件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

議案第 35 号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第 36 号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 37 号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 43 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 2 号）（所管分）

議案第 4 4 号 令和 6 年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 5 号 令和 6 年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

以上が教育民生常任委員会に付託する議案 6 件でございます。

次に、予算決算特別委員会。

認定第 1 号 令和 5 年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定

認定第 2 号 令和 5 年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第 3 号 令和 5 年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第 4 号 令和 5 年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定第 5 号 令和 5 年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定

認定第 6 号 令和 5 年度松茂町水道特別会計決算認定

認定第 7 号 令和 5 年度松茂町下水道特別会計決算認定

以上が予算決算特別委員会に付託する認定 7 件でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきまして、そのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、議案 1 4 件及び認定 7 件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について、事務局より説明をいたします。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。議案付託表の裏面をご覧ください。各常任委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場 3 階、3 0 1 委員会室でございます。

予算決算特別委員会、9 月 9 日、月曜日、午前 1 0 時から。

教育民生常任委員会、9 月 1 1 日、水曜日、午前 1 0 時から。

産業建設常任委員会、9 月 1 1 日、水曜日、午後 1 時 3 0 分から。

総務常任委員会、9 月 1 1 日、水曜日、午後 3 時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長【川田 修君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日９月７日から９月１７日までの１１日間は、委員会審査のため休会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、明日９月７日から９月１７日までの１１日間は、休会と決定いたしました。

次回は９月１８日、午前１０時から再開いたします。

本日はこれで散会をいたします。どうもありがとうございました。

午前１１時２５分散会